

久留米市校区社会福祉協議会連合会の活動報告

久留米市では、市内46の校区コミュニティごとに校区社会福祉協議会が組織され、地域の皆さんが暮らしやすいように地域福祉活動が行われています。

校区社会福祉協議会連合会(以下、校区社協連合会)は、各校区社会福祉協議会会長と市社会福祉協議会常務理事で構成されており、校区の活動や課題、悩みなどを話し合い、お互いの事例やアイデアを共有しながら、よりよい地域福祉活動につながられています。

小頭町公園清掃活動

校区社協連合会では、ボランティア活動の参加と、市社会福祉協議会行事への協力を目的に、8月に小頭町公園の清掃活動が行われました。



目印は水色のジャンパーです

令和6年能登半島地震 災害義援金

令和6年能登半島地震で被災された方々を支援することを目的に、各校区で総額415,329円の義援金を募られました。

こちらは、久留米市役所能登半島地震義援金受付に全額送金し、日本赤十字社を通して、被災地に届けられました。



義援金贈呈式の様子

校区社協連合会は、設立60周年を迎えます

これからの地域福祉活動の展開には、ひとりでも多く協力者が増えていくこと、それが全校区の統一した思いです。どんな特技や経験でも構いません。できる時間にできることからでかまいませんので、ぜひ地元の校区社会福祉協議会や市社会福祉協議会へのご連絡をお待ちしています。

ボランティア活動保険の案内

ボランティア活動保険とは、ボランティアが活動中の事故によりケガをした場合や、他人に損害を与えたことにより賠償問題が生じた場合に補償する保険です。保険料は年度ごとの掛け捨てで、350円の基本プランからあります。

なお、令和6年度にボランティア活動保険に加入されている人も、令和7年3月31日で補償期間が終了します。改めて加入の手続きが必要です。

市社会福祉協議会ボランティアセンター、または市社会福祉協議会各支所にて、加入手続きをお願いいたします。

詳しくは、ふくしの保険ホームページをご覧ください。ただか、市社会福祉協議会ボランティアセンターへお問合わせください。



ふくしの保険HP

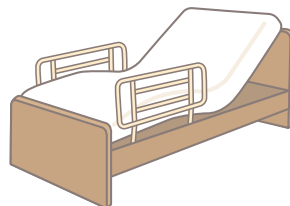
福祉機器更新のお願い

市社会福祉協議会では、市内にお住いの高齢・障害・傷病等で、福祉機器が必要な人に、介護用電動ベッド、車いす等の長期貸出をしています(ただし、施設や病院に入所・入院されている人や介護保険等の公的サービス利用が可能な人は除きます)。

貸出期間は、貸出日から翌3月または翌9月のいずれか早い月までで、更新手続き(半年に1回)を行えば延長もできます。

次の更新時期は令和7年3月となりますので、市社会福祉協議会から福祉機器を借りている人は更新の手続きをお願いいたします。

※福祉機器の無料貸出は、市社会福祉協議会への寄付を活用して実施しています。ご協力よろしくお願ひします。



問合わせ

市社会福祉協議会 地域福祉課(ボランティアセンター)

TEL0942・34・3035 FAX0942・34・3090 メール:heartful@heartful-volunteer.net